

福井県立大学大学院履修規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第61号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県立大学学則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第59号。以下「学則」という。）第56条の規定に基づき、大学院における授業科目（以下「授業科目」という。）およびその履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 授業科目の種類、配当年次、単位数等は、別表第1のとおりとする。

(教職課程)

第3条 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする場合の大学が独自に設定する科目に該当する授業科目は、別表第2のとおりとする。

(履修の届出)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目を、毎学期授業始めの日から2週間以内に、研究科長に届け出なければならない。

2 届出後の授業科目は、変更し、または取り消すことはできない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、毎学期授業始めの日から3週間以内に限りこれを変更し、または取り消すことができる。

(履修の禁止)

第5条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 届出をしていない授業科目
 - (2) 授業時間が重複する授業科目
 - (3) 既に単位を修得した授業科目
- (他研究科および学部の授業科目)

第6条 他研究科の授業科目の履修を特に希望する者は、研究科長の承認を得て、第4条第1項の規定による届出をすることができる。この場合、あらかじめ当該他研究科の研究科長の承認を得なければならない。

2 教授会の意見を聴いて研究科長が研究指導上特に必要と認めた場合に限り、学部の専門教育科目を履修させることができる。

3 前項の場合において、修得した単位数は修了の要件となる単位に算入しない。

(授業科目修了の認定)

第7条 授業科目修了の認定は、筆記試験、実験、実習、論文、レポート等（以下「試験」という。）により行う。

(単位の授与)

第8条 前条の試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない学生には、原則として、単位を与えない。

2 福井県立大学学生生活規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第72号）第13条第3項の規定により公欠とされた場合の授業時間は、前項ただし書の出席時間数とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、授業料を完納していない学生には、単位を与えない。

(入学前の既修得単位の認定等)

第9条 学則第59条の規定により本学に入学する前に科目等履修生として修得した単位の認定を受けようとする学生は、別に定める日までに科目等履修生修得単位認定願（様式第1号）を研究科長に提出しなければならない。

2 学則第60条の規定により本学に入学する前に修得した単位の認定を受けようとする学生は、別に定める日までに既修得単位認定願（様式第2号）を研究科長に提出しなければならない。

3 前2項の場合における単位の認定は、教授会の意見を聴いて、研究科長が行う。

4 前項の規定により単位の認定を受けた学生には、所定の単位を与える

(試験に関する不正行為)

第10条 試験において、不正行為のあった者には、当該授業科目および教授会の意見を聴いて研究科長が定める授業科目についてその年度の単位を与えない。

(再履修)

第11条 単位の修得が認められなかった授業科目は、再度届け出て、当該授業科目を履修することができる。

(追試験)

第12条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった学生は、研究科長の

承認を得て、追試験を受けることができる。

- 2 前項の追試験は、追試験願（様式第3号）に、病気の場合にあつては医師の診断書、その他の場合にあつては理由書を添付して、当該試験終了後1週間以内に研究科長に提出しなければならない。（成績の判定基準）

第13条 優、良、可および不可の判定基準は、次のとおりとする。

- (1) 優 80点以上
- (2) 良 70点以上80点未満
- (3) 可 60点以上70点未満
- (4) 不可 60点未満

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、各研究科長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第1および別表第2の規定は、平成19年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成18年度以前に入学した者に係る授業科目等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成18年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成20年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成19年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成19年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成21年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成20年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成23年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成22年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成23年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 26 年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成 25 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成 25 年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 27 年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成 26 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成 26 年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 28 年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成 27 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成 27 年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 29 年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成 28 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成 28 年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 30 年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成 29 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成 29 年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 3 条および別表第 2 の規定は、平成 31 年度以後に大学院に入学する者について適用し、平成 30 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成 30 年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行の日

から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和2年度以後に大学院に入学する者について適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和元年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和3年度以後に大学院に入学する者について適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和2年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和4年度以後に大学院に入学する者について適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和3年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和5年度以後に大学院に入学する者について適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和4年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて研究科長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。